

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第152条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

(鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士と」を「栄養士若しくは管理栄養士と」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第4号及び同条第10項並びに第38条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

(鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び同項第6号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第12項各号列記以外の部分、同項第1号、第2号及び第3号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第9項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第46条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第9項各号列記以外の部分、同項第1号、第2号及び第3号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第12項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

（鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第12項中「栄養士又は機能訓練指導員については」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については」に改める。

（鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例（平成29年鳥取市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項ただし書及び同項第4号、第165条第1項ただし書及び同項第3号並びに第172条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第94条第1項ただし書及び同項第4号、第132条第1項ただし書及び同項第3号並びに第139条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第88条第5項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第38条第6項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第44条第5項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

(鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年鳥取市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第30条第6項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

(鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。